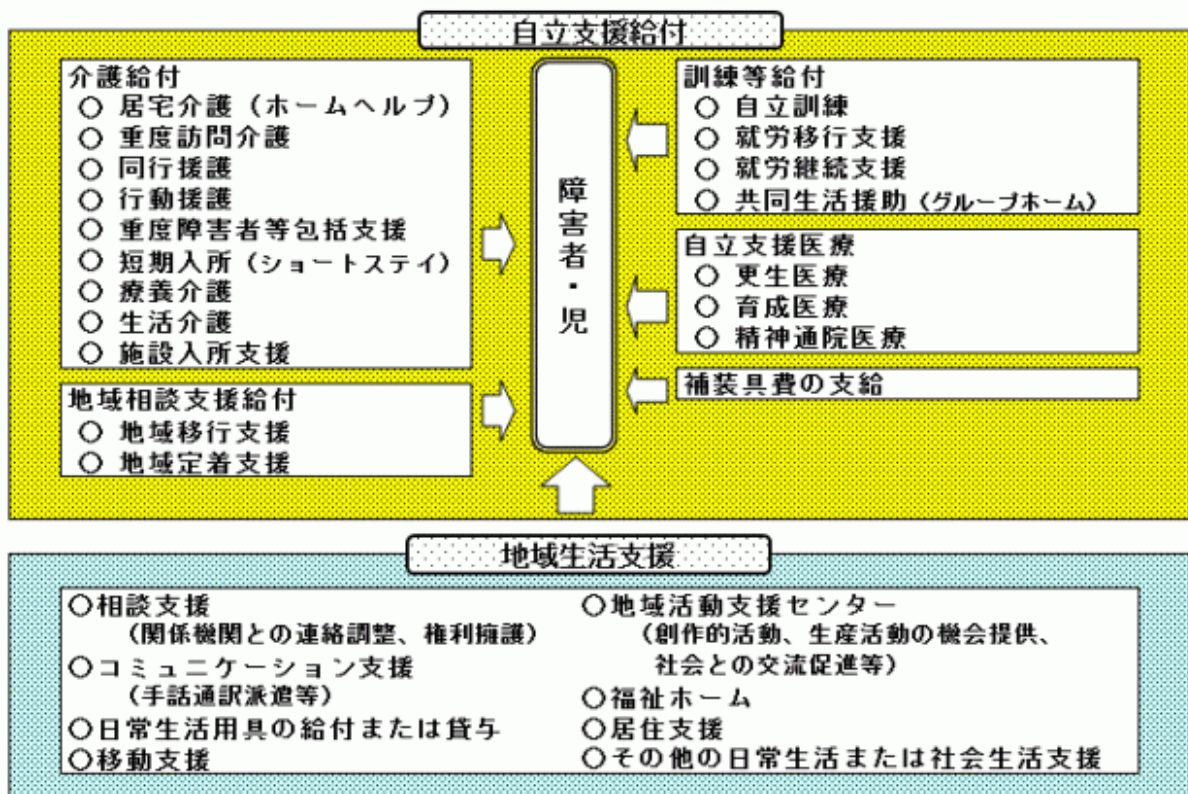


グループホームについて

●障害者グループホームとは？

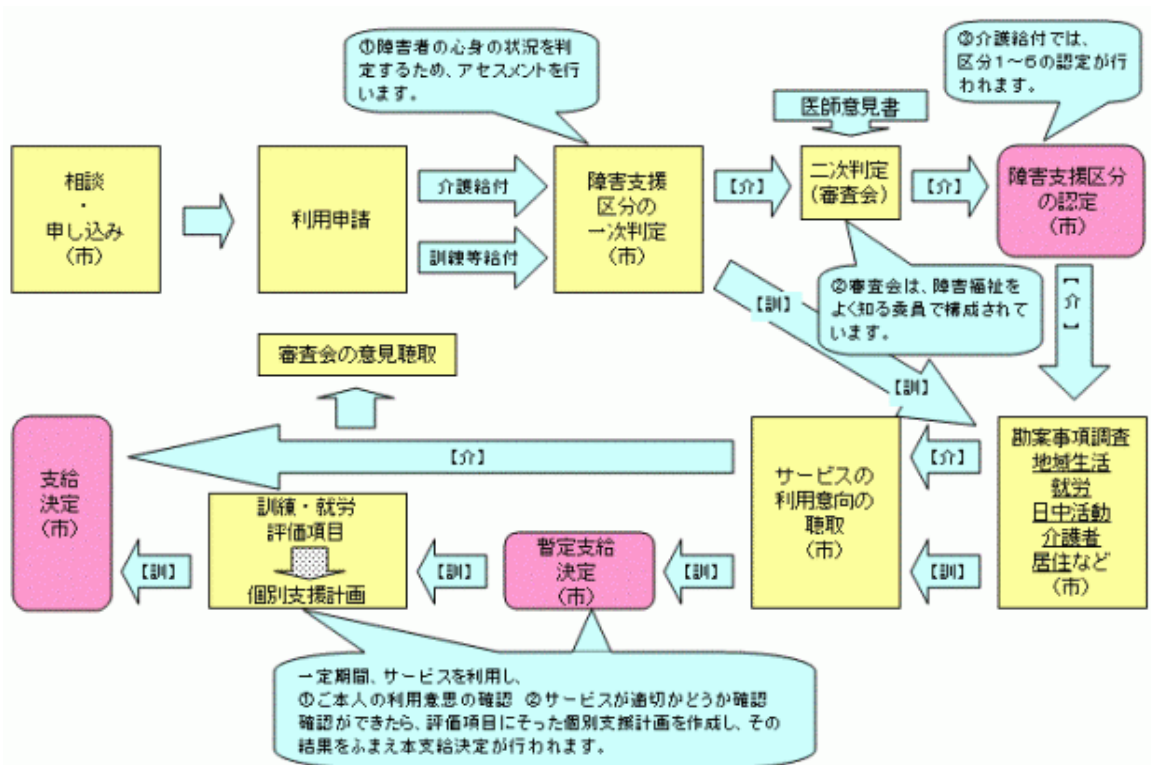
障害者が世話人の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て住宅において複数人で共同生活する居住の場であり、障害者総合支援法で位置付けられた障害福祉サービスです。グループホームを利用するには、市町村による（障害支援区分の判定と）サービス利用に係る支給決定が必要です。グループホームを運営する事業者と入居者が契約を結びます。（大阪府福祉部 障害福祉室生活基盤推進課発行「障害者グループホーム開設ハンドブック」より引用）

1、障害者総合支援法による障害福祉サービスの体系（箕面市HPより引用）



2、介護給付及び訓練等給付の利用の流れ（箕面市HPより引用）

まずは、総合相談窓口にご相談ください。支給決定までの流れは以下の図のとおりで、介護給付と訓練等給付で一部異なります。



障害支援区分の質問項目はHP「厚生労働省 障害支援区分」で検索し「認定調査員マニュアル」等で見られます。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/6_5.pdf

●支給決定に関するお問い合わせ

相談支援課 在宅ケアセンター 電話番号:072-727-9501

健康福祉部障害者支援室 電話番号:072-727-9514 ファックス番号:072-727-3539

3、グループホーム運営に係る報酬、経費、利用者負担について

●グループホームサービス提供に対する報酬

サービス提供に対して報酬が支払われます。（「障害者グループホーム開設ハンドブック」介護サービス包括型の報酬のイメージ参照）

●利用料

法定代理受領分：厚生労働大臣が定める基準10／100

●その他利用料

家賃、水光熱費、日用品費、食費など

箕面市内のグループホームでは…箕面市内グループホームの利用料負担は、WAMNET（注：P 3 ページ4、で説明）で公開されている範囲では、

家賃 月額12,000円～40,000円以内

光熱水費 月額6,000円～9,000円

食費月額20,000円以内

その他日用品費など、グループホームにより必要な費用が異なります。

●補助金等

国、箕面市からの家賃補助（箕面市の補助は入居者の3/4がGH入居前1年以上箕面市民でない
と補助対象になりません。）差し引いた金額が利用者の家賃負担額となります。

●事業所を運営するために必要な経費

人件費 管理者、サービス管理責任者、世話人、生活支援員の人件費（常勤または非常勤職員）

法定福利費、福利厚生費

事務用品費

通信費 電話代、郵送代、インターネット使用料など

家賃 グループホーム住居、事務所家賃、駐車場代

保険代 火災保険、事業用賠償責任保険

水光熱費 グループホーム住居、事務所分

消耗品費

委託料 会計士、労務士など

食材費 GH食事用

その他 支払い手数料、研修費、修繕費、交通費、備品購入費など

4、事業所情報について

WAMNET（ワムネット）（独立行政法人福祉医療機構運営）

福祉・保健・医療に関する制度・施策、その取り組み状況などについて、情報提供することで福祉
と医療を支援する総合情報提供サイトです。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

●検索の仕方

障害福祉→サービス提供機関を調べる→障害福祉事業所検索→所在地で探す（都道府県、市町村、障
害種別を選択）→サービスを選択→共同生活援助（グループホーム）で検索

上記検索結果では箕面市内はグループホームが54か所あります。運営主体は、

社会福祉法人 あかつき福祉会

医療法人社団 澄鈴会

社会福祉法人 北摂福祉会

特定非営利活動法人 箕面市障害者の生活と労働推進協議会

社会福祉法人 息吹

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団（あいあいほくせつ）